

別記様式第七（第二十八条関係）

(第一面)

登録申請書

収入印紙又は証紙
はり付け欄
(消印してはならない)

登録の種類	更新	※登録番号	国土交通大臣登録()第 号
		※登録年月日	年 月 日

不動産の鑑定評価に関する法律 第22条第1項の規定による不動産鑑定業者
の登録の申請をします。

令和〇年〇月〇日

申請者の住所
及び氏名

東京都千代田区霞が関2-1-2
(株)〇〇不動産鑑定
代表取締役 国土 一太郎

Tel: 03-5253-8111

関東地方整備局長 殿

ふりがな 名称又は商号	まるまるふどうさんかんてい (株)〇〇不動産鑑定
登録申請者 ふりがな 氏名	こくど いちたろう 代表取締役 国土 一太郎

役員の氏名及び役名

ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名
	(別紙のとおり)		

申請時の登録

国土交通大臣登録()第 号(令和 年 月 日登録)

備考

※印欄は、記入しないこと。

「新規」で国土交通大臣の登録を受けようとする者(不動産鑑定士を除く。)は、
第三面又は第一面の裏面中央部に登録免許税の領収証書をはり付けること。
その他の者は、第一面の収入印紙又は証紙はり付け欄に所要額の収入印紙又は証紙をはり付けること。

記載要領・記載例

- ①収入印紙等の貼付
(消印してはならない)
所定の金額の収入印紙を貼付すること。
- ②申請者の住所等
法人：登記簿の会社名称と主たる事務
所の所在地
個人：名称と主たる事務所の所在地
- ③電話番号を記載すること。
- ④提出先：
主たる事務所のある都道府県を管轄す
る地方整備局等の長の名称を記載する
こと。
- ⑤役員が6名超の場合「別紙のとおり」
とし、別紙に全員分を記載すること。役
員として、監査役の記入は不要。
- ⑥申請時の登録
初回の更新時は、当初の登録日を記載する
こと。2回目以降の更新時は前回の更新日を
記載。旧姓を登録している場合、現姓(旧
姓)を記載すること。

別記様式第七（第二十八条関係）

(第二面)

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名

事 務 所		専任の不動産鑑定士の ふりがな 氏 名
名 称	所 在 地	
(主たる事務所) (株)〇〇不動産鑑定 本社	〒 100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 Tel 03-5253-8111	こくど みちこ 国土 道子 登録番号〔44444〕
(従たる事務所) (1) (株)〇〇不動産鑑定 関東支社	〒 330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-601-9451	こくど じろう (ちかじろう) 国土次郎 (地価次郎) 登録番号〔55555〕
(2) (株)〇〇不動産鑑定 神奈川支社	〒 231-8500 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 Tel 045-211-7204	こくど さぶろう 国土 三郎 登録番号〔66666〕
(3)	〒	
(4)	Tel	登録番号〔 〕

- ①事務所の郵便番号、電話番号を記載する
こと。
- ②登録申請者が自ら専任の不動産鑑定士を行
う場合『登録申請者が行う』旨を記載するこ
と。この場合、辞令等の添付を要しない。
- ③不動産鑑定士の登録番号を 記載すること。
- ④従たる事務所欄
鑑定評価を行う従たる事務所がある場合に記入。
事務所が多い場合、適宜欄を追加して記載する
こと。

別記様式第七（第二十八条関係）

(第二面)

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名

事 務 所		専任の不動産鑑定士の ふりがな 氏 名
名 称	所 在 地	
(主たる事務所) □□不動産鑑定	〒 100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 Tel 03-5253-8111	ちか さんたろう (登録申請者が行う) 地価 三太郎 登録番号〔33333〕
(従たる事務所) (01)	〒	
(02)	Tel	登録番号〔 〕

不動産鑑定士である登録申請者がみずから
実地に不動産の鑑定評価を行う事務所につ
いては、その旨を「専任の不動産鑑定士の
氏名」欄に記入すること。

別記様式第八（第三十条関係）
添付書類（イ）（法第23条第2項第1号）

不動産鑑定業経歴書

不動産鑑定業の沿革

創業
年月日
○年○月○日
変更の概要
昭和○年○月○日
○県知事登録（◇◇不動産鑑定（株）：第○号）
昭和○年○月○日
大臣登録替え（◇◇不動産鑑定（株））（東京）
事務所登録 埼玉
事務所登録 大阪（平○、○廃止）
事務所登録 福岡（昭○、○廃止）
平成○年○月○日
合併による商号変更（（株）☆☆不動産鑑定）
事務所新設 神奈川
平成○年○月○日
本社移転（品川区○→千代田区霞が関）

直前5年間の不動産鑑定業の概要

評価目的	売	買	担	補	そ	計					
評価の対象	件数等	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬
土地											
建物											
権利											
土地及び建物等											
その他											
計											

備考
1. 評価の対象の「権利」欄には、土地又は建物に関する所有権以外の権利について行った不動産の鑑定評価について記載すること。
2. 評価の対象の「土地及び建物等」欄には、土地及び建物（これらに関する所有権以外の権利を含む。）について一体として行った不動産の鑑定評価について記載すること。
3. 評価の対象の「その他」欄には、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の外の不動産について、他人の求めに応じ報酬を得て行った評価等の行為について記載すること。

- ① 創業
法人：会社設立年月日
（商業登記簿謄本の日付）
個人：登録申請日
- ② 組織等の変更
（業者登録以降の記載でよい。）
事務所の新設及び廃止
（所在する都道府県・都市名など）
組織名称の変更、商号（名称）の変更、
事務所の移転など
- ③ 「組織等の変更」欄が不足する場合
「別紙のとおり」とし、別紙に変更の
概要全体を適宜整理して記載すること。
- ④ 直前5年間の不動産鑑定業の概要
新規申請の場合、実績は空欄となる。

別記様式第八（第三十条）
添付書類（ロの1）（法第23条第2項第2号）

不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名

事務所名	不動産鑑定士				不動産鑑定士補			
	ふりがな氏	な名	登録番号	登録年月日	ふりがな氏	な名	登録番号	登録年月日
(株)○○不動産鑑定 本社	こくど みちこ	国土 通子	44444	昭和○年○月○日	もりもり はなこ	森森 花子	98765	平成○年○月○日
(株)○○不動産鑑定 関東支社	こくど にたろう (ちかひにたろう)	国土 二太郎 (地価 二太郎)	77777	昭和○年○月○日				
(株)○○不動産鑑定 神奈川支社	こくど やたらう	国土 八太郎	66666	昭和○年○月○日				
	まつまつ まさお	松末 正夫	65432	昭和○年○月○日				

(注) 不動産鑑定士補がない
若しくは少ない場合、
次の様式を利用してもよい。

- ① 事務所名
登録申請書第二面の事務所名と
あわせること。
- ② 専任の不動産鑑定士
事務所ごとの初めに記載すること。
- ③ 旧姓を登録している場合、
現姓（旧姓）を記載すること。

別記様式第八（第三十条）
添付書類（ロの2）（法第23条第2項第2号）

不動産鑑定士の氏名
（不動産鑑定士補を含む。備考欄にその旨記載）

事務所名	ふりがな氏	な名	登録番号	登録年月日	備考
(株)○○不動産鑑定 本社	こくど みちこ	国土 通子	55555	昭和○年○月○日	専任
	もりもり はなこ	森森 花子	98765	平成○年○月○日	士補
(株)○○不動産鑑定 関東支社	こくど にたろう	国土 二太郎	77777	昭和○年○月○日	専任
(株)○○不動産鑑定 神奈川支社	こくど やたらう	国土 八太郎	66666	昭和○年○月○日	専任
	まつまつ まさお	松末 正夫	65432	昭和○年○月○日	

- ① 不動産鑑定士のみの場合
この行部分を削除すること。
- ② 不動産鑑定士補を含む場合
備考欄にその旨を記載すること。
- ③ 専任の不動産鑑定士
事務所毎の初めに記載し、備考欄に
その旨記載。

(注) 適宜、次の様式を選択して使用すること。
(注) 主な職歴欄が不足する場合は、適宜欄を追加して記載すること。
A4判及び縦使用として1枚にとりまとめ記載すること。
なお、記載内容が網羅されていれば、枠線等はなくてもよい。

【法人の場合：③】 【個人の場合：⑭】

登録申請者の略歴書

役職名：代表取締役

氏名	国土 一太郎
住所	東京都〇〇区8-7-8-543
主な職歴	昭和〇年〇月〇日 〇〇不動産(株) 入社 平成〇年〇月〇日 〇〇不動産(株) 退社 平成〇年〇月〇日 (株) 〇〇不動産鑑定設立 代表取締役就任 年 月 年 月 年 月

上記のとおり相違ありません。

令和〇年〇月〇日

氏名 国土 一太郎

〔署名〕

専任の不動産鑑定士の略歴書

事務所名：(株) 〇〇不動産鑑定 関東支社

氏名	国土 二太郎 (地価 二太郎)
住所	埼玉県〇〇市〇〇7-6-5-432
不動産鑑定士登録	第77777号 昭和〇年〇月〇日
主な職歴	昭和〇年〇月〇日 〇〇不動産(株) 入社 平成〇年〇月〇日 〇〇不動産研究所 出向 平成〇年〇月〇日 〇〇不動産研究所 出向解除 平成〇年〇月〇日 〇〇不動産(株) 退社 平成〇年〇月〇日 (株) 〇〇不動産鑑定 入社 令和〇年〇月〇日 (株) 〇〇不動産鑑定 関東支社 支社長就任 年 月

上記のとおり相違ありません。

令和〇年〇月〇日

氏名 地価 二太郎

〔署名〕

④ (注) 主な職歴欄が不足する場合は適宜欄を追加して記載すること。

登録申請者 兼 専任の不動産鑑定士の略歴書

役職名：取締役

事務所名：(株) 〇〇不動産鑑定 神奈川支社

氏名	国土 八太郎
住所	昭和〇年〇月〇日
不動産鑑定士登録	第66666号 平成〇年〇月〇日
主な職歴	平成〇年〇月〇日 〇〇不動産研究所 入所 平成〇年〇月〇日 〇〇不動産研究所 退所 平成〇年〇月〇日 (株) 〇〇不動産鑑定 (神奈川支社) 入社 平成〇年〇月〇日 (株) 〇〇不動産鑑定 神奈川支社長就任 令和〇年〇月〇日 (株) 〇〇不動産鑑定 取締役就任 (常勤) 年 月

上記のとおり相違ありません。

令和〇年〇月〇日

氏名 国土 八太郎

〔署名〕

⑤ (注) 主な職歴欄が不足する場合は適宜欄を追加して記載すること。

登録申請者 兼 専任の不動産鑑定士の略歴書

氏名	地価 三太郎
住所	茨城県〇〇市〇〇2-3-4-321
不動産鑑定士登録	第55555号 昭和〇年〇月〇日
主な職歴	昭和〇年〇月〇日 〇〇不動産鑑定調査(株) 入社 平成〇年〇月〇日 〇〇不動産鑑定調査(株) 退社 平成〇年〇月〇日 〇〇不動産鑑定 設立 年 月

上記のとおり相違ありません。

令和〇年〇月〇日

氏名 地価 三太郎

〔署名〕

⑮ (注) 主な職歴欄が不足する場合は適宜欄を追加して記載すること。

(注) 個人の場合は役職名の行部分を削除すること。

① 役職名を記載すること。

② 主な職歴

入社や退社年月、役員の就任や退任、
常勤・非常勤の別、出向・出向解除など

③ 本人が署名すること。

【法人の場合：④】 【個人の場合：⑬】

① 従事する事務所名を記載すること。

② 不動産鑑定士の登録番号及び登録年月日
を記載すること。

③ 主な職歴

入社や退社年月、役員の就任や退任、
常勤・非常勤の別、出向・出向解除など

④ 旧姓を登録している場合、現姓 (旧姓)
を記載すること。

⑤ 本人が署名すること。

【法人の場合：⑤】 【個人の場合：⑫】

(注) 個人の場合は役職名の行部分を削除すること。

① 役職名を記載すること。

② 従事する事務所名を記載すること。

③ 不動産鑑定士の登録番号及び登録年月日
を記載すること。

④ 主な職歴

入社や退社年月、役員の就任や退任、
出向・出向解除など

⑤ 本人が署名すること。

【個人及び1法人(1事務所)の場合：⑮】

① 不動産鑑定士の登録番号及び登録年月日
を記載すること。

② 主な職歴

入社や退社年月、役員の就任や退任、
出向・出向解除など

③ 本人が署名すること。

〔略歴書一覧〕

名称又は商号：(株) 〇〇不動産鑑定

氏名	生年月日	現住所	役職等の名称
国土 一太郎	昭和〇年〇月〇日	東京都〇〇区8-7-8-543	登録申請者 代表取締役
地価 花子	平成〇年〇月〇日	千葉県〇〇市〇〇5-4-3-222	役員 取締役
国土 八太郎	昭和〇年〇月〇日	神奈川県〇〇市〇〇6-5-4-321	役員兼専任 取締役、神奈川支社
国土 二太郎 (地価 二太郎)	昭和〇年〇月〇日	埼玉県〇〇市〇〇7-6-5-432	専任 埼玉支社
地価 幸子	平成〇月〇日	茨城県〇〇市〇〇2-3-4-321	専任 茨城支社

備考：

- 役職等の名称欄の右側には、役員の場合、取締役など役職名を記載すること。
- 不動産鑑定士である登録申請者がみずから実際に不動産の鑑定を行う事務所については、役職等の名称欄の右側には、事務所名又は『専任』と記載すること。
- 上記以外の専任の不動産鑑定士の場合、役職等の名称欄の右側には、事務所名を記載すること。
- 記載欄が不足する場合は適宜追加・調整して記載すること。

① 略歴を提出する者の個人を特定することが可能な情報について一覧で記載すること。

② 名称又は商号を記載すること。

③ 役員兼専任の鑑定士の場合、事務所名
を記載すること。

④ 専任の鑑定士の場合、事務所名を記載
すること。

⑤ 旧姓を登録している場合、現姓 (旧姓)
を記載すること。

誓 約 書

当社は、不動産の鑑定評価に関する法律第25条
第1号の「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、
第2号の「拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第4号の「第30条第6号又は第41条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第5号の「第41条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し、第30条第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと
を誓約します。

令和〇年〇月〇日

関東地方整備局長

名称-商号
申請者氏名
(代表者職氏名)

(株)〇〇不動産鑑定

代表取締役 国土 太郎

(署名)

①

【法人の場合①】

①提出先

主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等の長の名称を記載すること。

②名称・商号

鑑定業者の名称等を記載すること。

③申請者氏名

代表者の職名を記載して、署名すること。

旧姓を登録している際は、旧姓を署名すること。

誓約書

私共役員は、不動産の鑑定評価に関する法律第25条
第1号の「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、
第2号の「拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第3号の「第16条第5号又は第6号に該当する者」に該当しないこと、
第4号の「第30条第6号又は第41条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第5号の「第41条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し第30条第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと
を誓約します。

令和〇年〇月〇日

関東地方整備局長

名称-商号
申請者氏名
(代表者職氏名)

(株)〇〇不動産鑑定

代表取締役 地価 二太郎

(署名)

②

【法人の場合②】

①提出先

主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等の長の名称を記載すること。

②名称・商号

鑑定業者の名称等を記載すること。

③申請者氏名

代表者の職名を記載して、署名すること。

旧姓を登録している際は、旧姓を署名すること。

誓 約 書

私は、不動産の鑑定評価に関する法律第25条
第1号の「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、
第2号の「拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第3号の「第16条第5号又は第6号に該当する者」に該当しないこと、
第4号の「第30条第6号又は第41条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第5号の「第41条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し第30条第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと
を誓約します。

令和〇年〇月〇日

関東地方整備局長

名称-商号
申請者氏名
(代表者職氏名)

〇〇不動産鑑定

国土 太郎

(署名)

①①

【個人の場合及び法人で役員が1名の場合①①】

①提出先

主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等の長の名称を記載すること。

②名称・商号

鑑定業者の名称等を記載すること。

③申請者氏名を署名すること。



事務所案内図の作成例

A4判、縦使用とすること。
余白は概ね左25、右上下20mm程度とすること。
なお、枠線はなくてもよい。

余白に次の事項を記載すること。

- ①事務所の名称
- ②事務所の所在地
- ③電話番号
- ④駅等からの距離又は所要時分など

- ⑤案内図
地価公示の付近案内図程度でよい。
事務所の位置を矢印等で表示すること。

不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)申請書類等 確認票		
◇新規	◇更新	◇登録換え
名称・商号 _____ 登録番号 国土交通大臣登録()第 _____号 (更新の場合) 有効期限 年 月 日 (更新の場合)		
提出申請書類	法人の場合	個人の場合
1) 登録申請書 (第一面) 役員 登録免許税・申請手数料	☐ ☐ 名 ☐ 円	☐ ☐ 円
2) 登録申請書 (第二面) 事務所 専任の不動産鑑定士	☐ ☐ 事務所 ☐ 名	☐ ☐ 事務所 ☐ 名
3) 添付書類(イ) ※ 不動産鑑定業経歴書	☐	☐
4) 添付書類(ロ) ※ 事務所ごとの不動産鑑定士	☐	☐
5) 誓約書 ※ 代表者の署名	☐ [会社] ☐ [役員]	☐ [申請者]
6) 誓約書 ※ 代表者の署名	☐	☐
7) 専任の辞令等 [写し]	☐ 枚	☐ 枚
8) 定款又は寄附行為	☐	☐
9) 登記事項証明書	☐	☐
10) 略歴書(役員等) ※ 役員の署名	(役員) ☐ 名	(申請者本人) ☐
11) 略歴書(専任) ※ 専任の証明 略歴書(役員等兼専任)	☐ 名 (役員兼専任) ☐ 名	☐ 名 (申請者兼専任) ☐
[略歴書一覧]	☐	☐
12) 事務所案内図 ※ 事務所ごと	☐ 枚	☐ 枚
13) 賃貸借契約書 [写し] ※ 登記されていない事務所	☐ 件	☐ 件
提出部数	正本:1通 + 副本:2通 + _____ : _____ = _____ 通	
備考		

申請書類等 確認票 (参考)

※正本・副本の表示方法

- ・登録申請書第一面又は変更登録申請書の上部余白の左側に、文字の大きさ1～2cm程度、赤のゴム印又は記載で次を表示すること。
- ・正本：『正』、『正本』、『**正**』
- ・副本：『副』、『副本』、『**副**』
- ・副本は添付資料を含めコピーで構わない。

※「略歴書一覧」

略歴書を提出する者の個人を特定することが可能な情報について一覧で記載することから、正本及び副本に各1部を添付すること。